

# 安曇野市耐震改修促進計画（第Ⅲ期）

令和 3 年 3 月

安 曇 野 市

# 目 次

## はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画の位置づけと他の市計画との関係・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・・・・・ 6～12
- 2 住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状・・・・・・・・ 13～16
- 3 住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震改修等の目標の設定・・・・・・・・ 17～21
- 4 公共建築物の耐震化の目標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22～24

## 第 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・・・ 26～28
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・・・・・・・ 28
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・・・・・ 29～30
- 5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 6 地震発生時に通行を確保すべき道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 7 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策・・・・・・・・ 30～31

## 第 3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 防災マップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 3 チラシ等の作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催・・・・・・・・ 32
- 4 リフォームに併せた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 5 区等との連携策及び取り組み支援策について・・・・・・・・・・・・・・ 32～33
- 6 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

## 第 4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携・・・・・・・・・・・・ 34
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携・・・・・・・・ 34

## 第 5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体による協議会等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 2 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

別表 1（多数の者が利用する一定規模以上の建築物）・・・・・・・・・・・・・・ 36

別表 2（要緊急安全確認大規模建築物）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

# はじめに

## 1 計画の目的

安曇野市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、市内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

## 2 本計画の位置づけと他の市計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第6条第1項に基づく市町村の耐震改修促進計画として、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号、以下「国基本方針」という。）、「長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）」（以下「県計画」という。）及び平成28年3月に策定した「安曇野市耐震改修促進計画（第Ⅱ期）」（以下「旧計画」という。）を踏まえて策定するものです。

また、本市における関連計画（安曇野市地域防災計画等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

### (1) 「安曇野市地域防災計画」

「安曇野市地域防災計画」の地震災害対策編において、第2章 災害予防計画 第1節 地震に強いまちづくりの中で、建築物等の耐震化について定められています。

具体的には、

ア 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校、行政関連施設等の応急対策上重要な建築物、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を図る。

オ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震

対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。  
こととされています。

#### (2) 「安曇野市都市計画マスタープラン」

平成 22 年 11 月に策定され、令和 3 年 7 月に改定される「安曇野市都市計画マスタープラン」は、市民の暮らしや産業の基盤となる土地利用、道路・公園の整備など、まちづくりに関する基本的な方針を定めています。

#### (3) 「安曇野市立地適正化計画」

今後、人口の急激な減少と高齢化がさらに進行することを鑑み、市街地の人口密度を維持し、持続可能なまちを目指すため、平成 30 年 4 月に策定されました。

#### (4) 「安曇野市公共施設等総合管理計画」

限られた財源を有効に活用し、行政サービスを維持していくため、施設総量を圧縮していくための指針として平成 29 年 2 月に策定されました。この中で、公共施設の耐震化の実施方針についても定められています。

### 3 計画期間等

本計画では、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画期間とし、国・県の基本方針や旧計画の結果を踏まえ、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取り組みを行います。

### 4 耐震化の必要性

#### (1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況となっています。

平成 16 年 10 月には新潟県中越地震、そして平成 17 年 3 月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震等の大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われる等、甚大な被害をもたらしました。また、近年も平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震等の大地震が頻発しており、さらに、平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生しました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっています。南海トラ

フ地震、首都直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成 23 年 3 月に長野県北部の地震が、同年 6 月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成 26 年 11 月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生する等、大地震が発生しています。

(2) 阪神・淡路大震災における死因の約 9 割は建物の倒壊によるものです。

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月）において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割を被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震改修促進法の改正について

① 平成 18 年 1 月 26 日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。  
この改正により、

ア 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

イ 建築物に関する指導等の強化として、

(ア) 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施

(イ) 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加

(ウ) 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表

(エ) 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

② 平成 25 年 11 月 25 日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 27 年までに 9 割にする

目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

ア 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なもの等の平成 27 年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

イ 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

等の建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

### ③ 平成 31 年 1 月 1 日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、令第 4 条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

## 5 本計画の対象とする建築物

本計画では特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これらは、国基本方針及び県計画においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

### (1) 住 宅

ア 戸建ての住宅

イ 長屋建て住宅、共同（建て）住宅

### (2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表 1 参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画又は県計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」

という。)

(3) 要安全確認計画記載建築物

(4) 要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表 2 参照）

ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物

ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

(5) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では市有施設のうち庁舎、小中学校、体育館、社会福祉施設等を対象としています。

本計画においては、上記(1)、(2)のア及び(5)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ、ウ、(3)及び(4)に関しては、今後、調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。



# 第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

## 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生が想定される地震が報告されています。（表1、図1）

また、地震調査研究推進本部（※1）によると、県内において想定される地震発生確率のうち、糸魚川－静岡構造線で発生する地震の30年以内の地震発生確率は、最も高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています。（表2）

（表1）想定地震等の概要

震源諸元		参考モデル	長さ (km) (※1)	マグニチュード (※1)		備考	
地震名							
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川－静岡構造線断層帯 の地震	全体	文部科学省研究開発局 ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査 ベース モデル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4コース	
海溝型 地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)	－	8.0	8.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース

(注) 気象庁マグニチュード(Mj)とモーメントマグニチュード(Mw)について

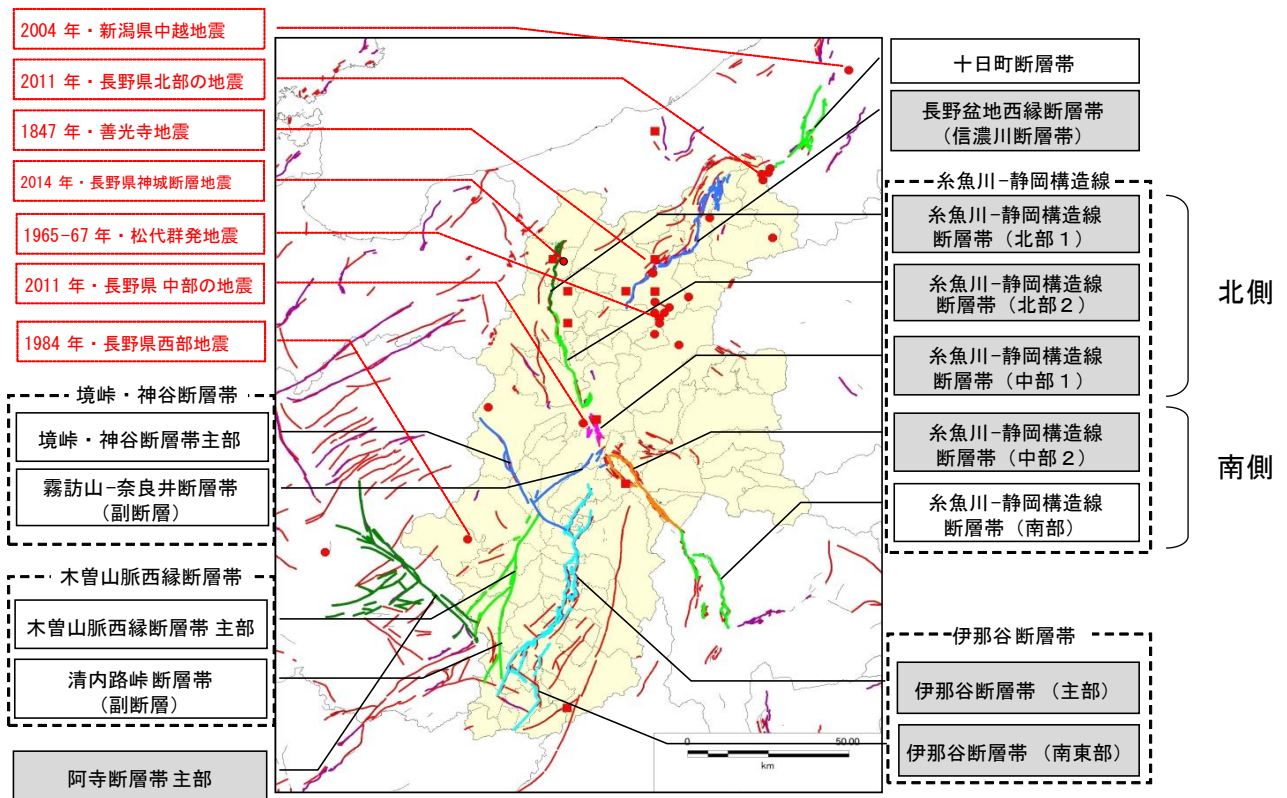
断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(Mj)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(Mw)を求めている。

プレート境界の海溝型地震は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(Mw)を求めている。M4～M8の海溝型地震ではMw=Mjであることから、これを外挿してMjを求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長(文部科学大臣)と本部員(関係府省の事務次官等)から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。

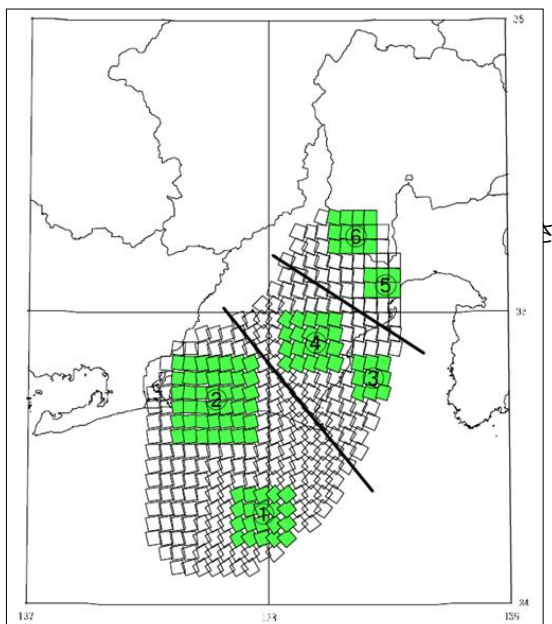


(図1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典: 第3次長野県地震被害想定調査報告書)



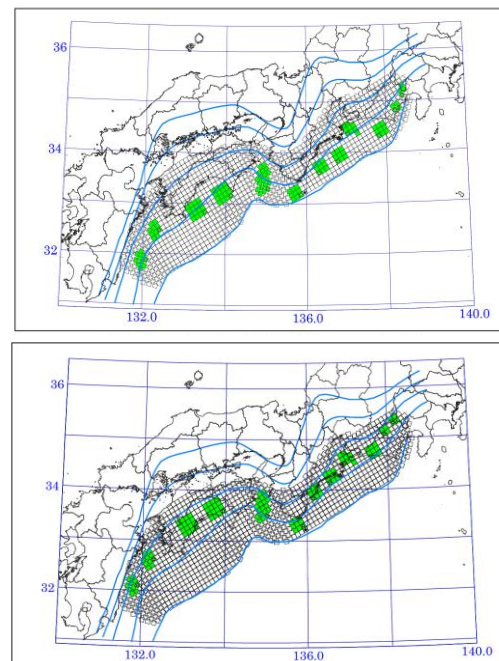
■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図2) 想定東海地震の断層モデル  
中央防災会議(2001)



□: 小断層    ■: 強震動生成域 (SMGA) の位置

(図3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル  
内閣府(2012) (上図: 基本ケース、下図: 陸側ケース)



(表2) 発生が予想される地震に係る見解等 (※4)

震源諸元		国等の見解・公表	計測震度等の予測 (※3)
想定地震名			
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川—静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0%~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曽地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曽地域南部を中心に発生する。
	木曽山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曽地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曽地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 70%~80% (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 R3.1 地震調査研究推進本部による。

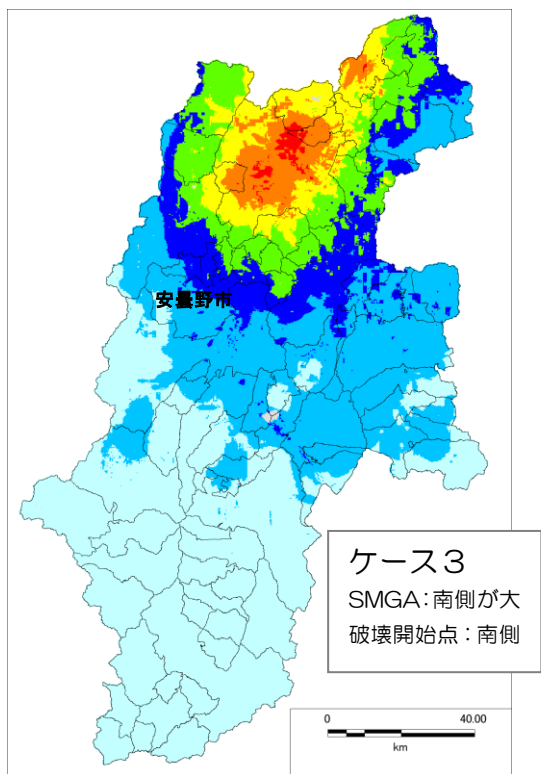
※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したのではなく、また、近い将来これらの地域で想定通りの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

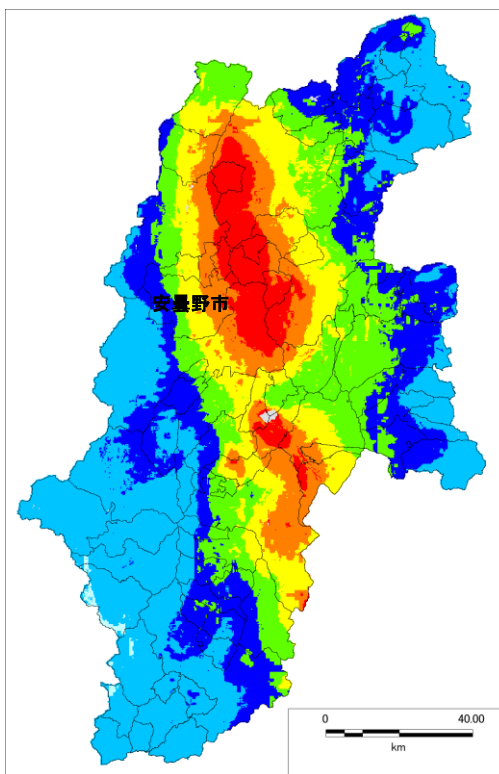
また、想定地震毎の計測震度（地表面）は以下に示す図4～13のとおりとなります。

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

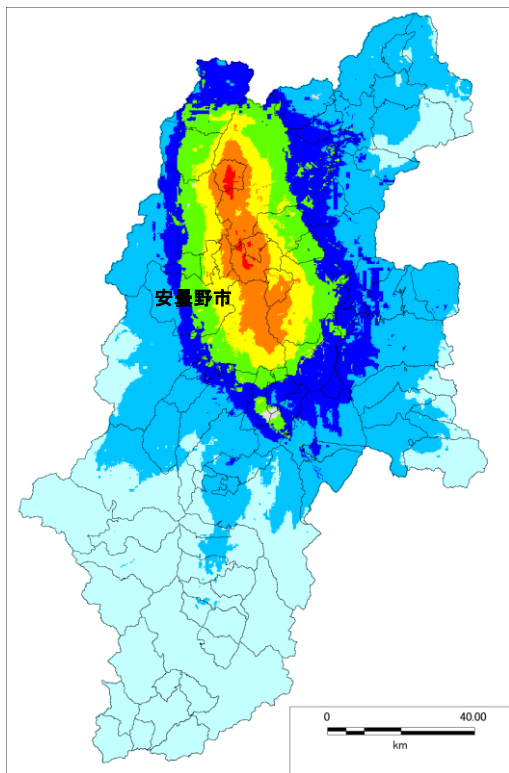
※5 建築物被害ケースが最大のケースを示す。



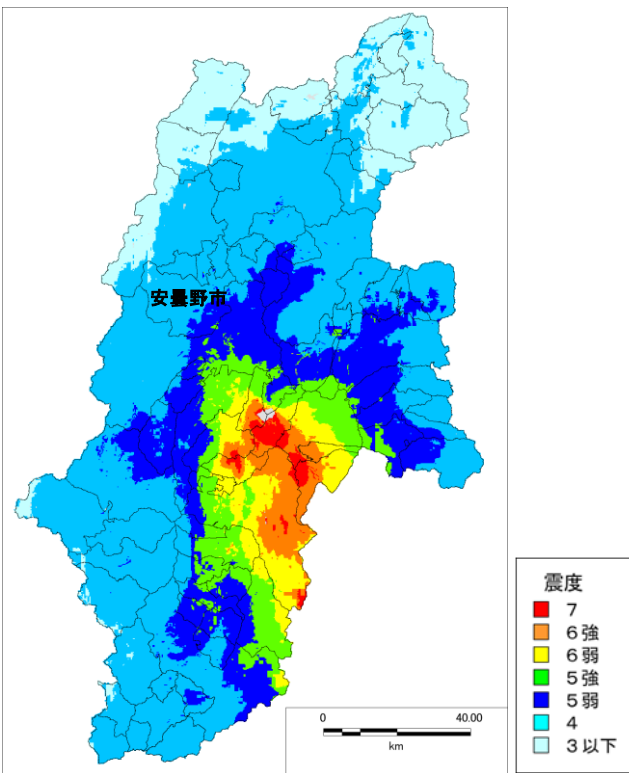
(図4) 長野盆地西縁断層帯の地震 (Mj7.8) の地表震度分布



(図5) 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (全体: Mj8.5)

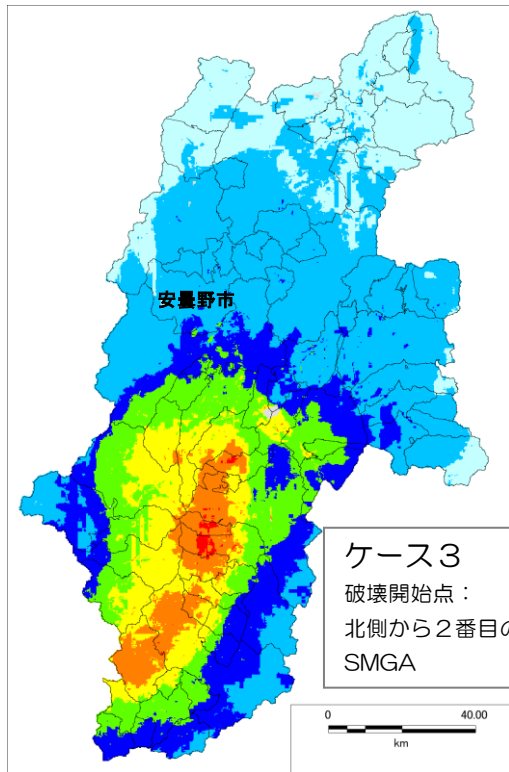


(図6) 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (北側: Mj8.0)

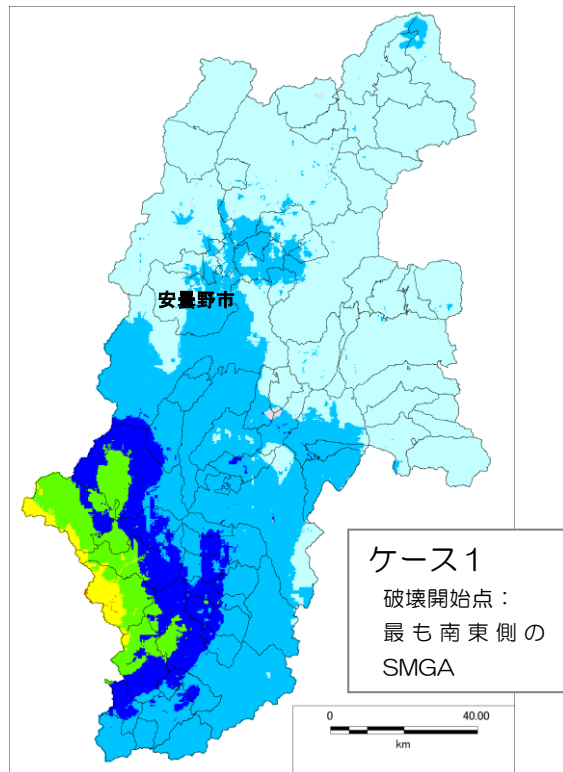


(図7) 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (南側: Mj7.9)

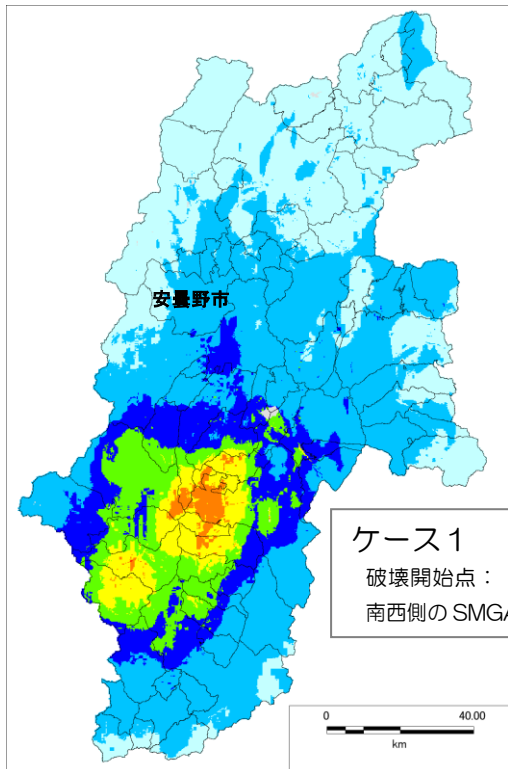




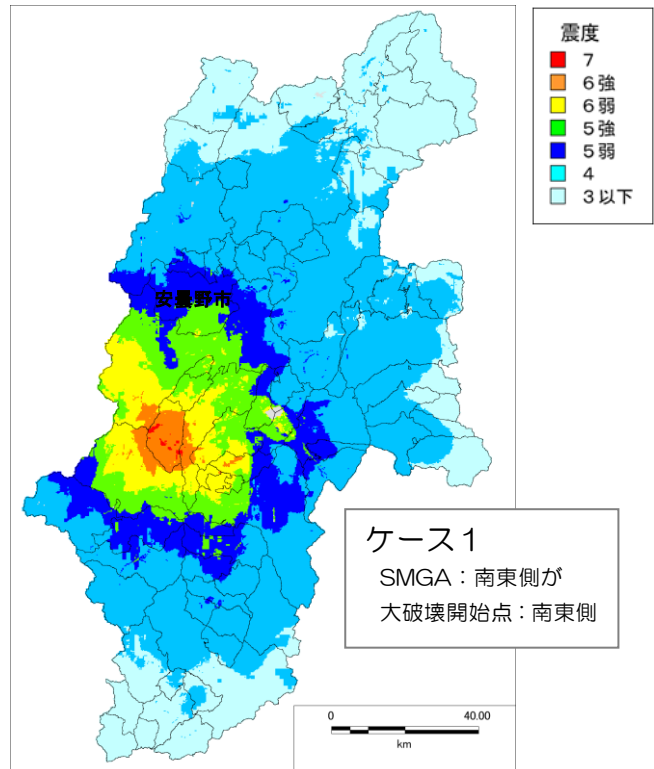
(図8) 伊那谷断層帯(主部)  
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



(図9) 阿寺断層帯(主部南部)  
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図10) 木曾山脈西縁断層帯  
(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度



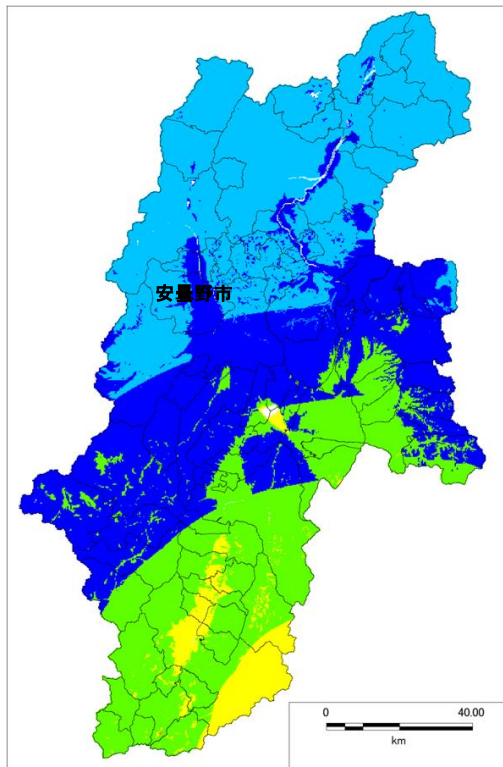
(図11) 境峠・神谷断層帯  
(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分



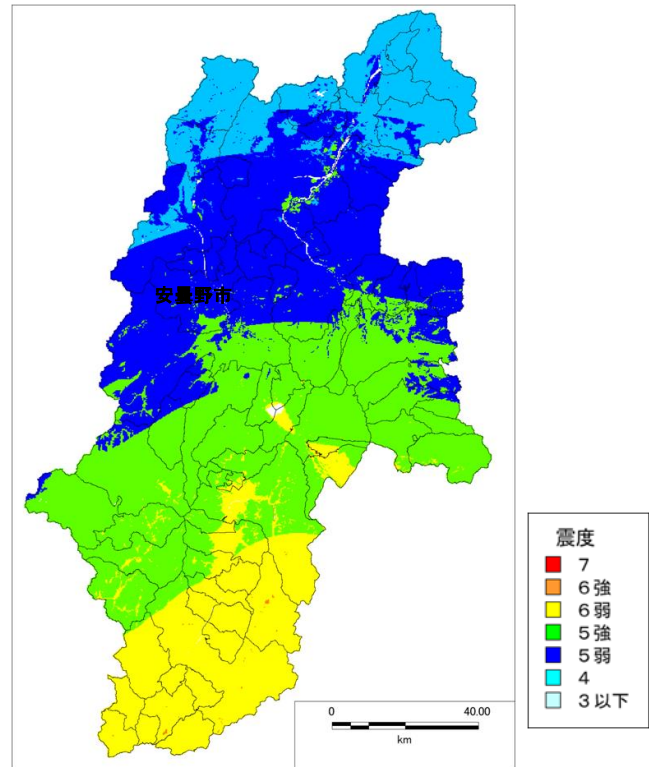


(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図12) 経験的手法（距離減衰式）  
による想定東海地震の地表震度分布



(図13) 経験的手法（距離減衰式）  
による南海トラフの巨大地震の地表震度分布

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震、東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表3及び表4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表3) 被害想定 (建築物被害)

(単位:棟)

種類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		ケース3	冬18時	強風時	40,960	47,370
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	-	冬18時	強風時	97,940	103,450
		北側	-	冬18時	強風時	11,770	24,390
		南側	-	冬18時	強風時	31,180	33,050
	伊那谷断層帯(主部)の地震		ケース3	冬18時	強風時	17,540	42,600
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	140	700
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,700	13,080
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,050	8,460	
海溝型地震	想定東海地震		-	冬18時	強風時	60	360
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		-	冬18時	強風時	190	1,470
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		-	冬18時	強風時	2,260	20,420

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

(表4) 被害想定 (人的被害)

(単位:人)

種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難所 避難者数
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		2,250 (2,110)	14,370 (13,790)	7,410 (7,230)	83,880
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	5,600 (5,310)	34,210 (33,080)	17,290 (16,920)	183,770
		北側	710 (650)	5,270 (5,160)	2,780 (2,730)	32,540
		南側	1,950 (1,870)	11,610 (11,310)	5,700 (5,600)	56,030
	伊那谷断層帯(主部)の地震		1,270 (1,200)	9,830 (9,650)	5,060 (4,990)	51,910
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		10 (10)	230 (220)	80 (80)	960
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		270 (250)	2,710 (2,660)	1,330 (1,310)	16,360
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		160 (140)	1,580 (1,540)	770 (760)	14,260	
海溝型地震	想定東海地震		10 (10)	280 (280)	50 (50)	1,290
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		30 (20)	590 (580)	140 (140)	4,140
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		150 (100)	3,700 (3,630)	1,800 (1,760)	29,840

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

※ 観光客を考慮した場合。

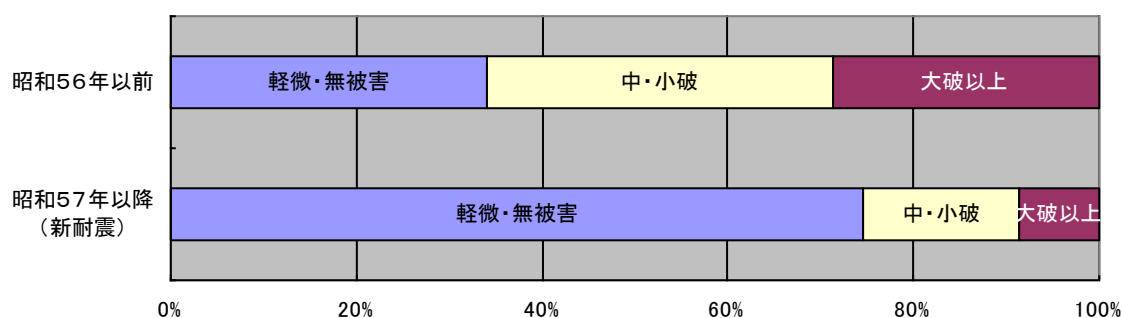
※ ( )内は建築物倒壊による死者数等。

## 2 住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状

### (1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和 53 年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和 56 年 6 月 1 日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和 57 年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約 4 分の 1 であったのに対し、昭和 56 年以前に建築したものでは約 3 分の 2 に達しています。）。

《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》



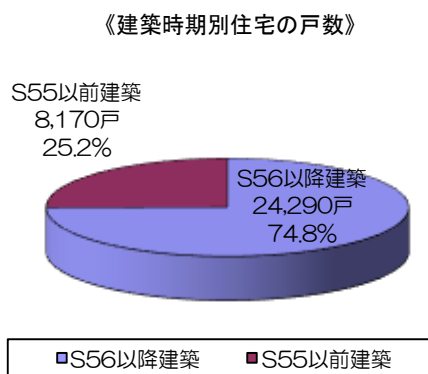
(出典：平成 7 年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の中間報告)

### (2) 建築時期別の住宅の状況等

平成 30 年「住宅・土地統計調査」によると、市内の住宅総数は、32,460 戸であり、昭和 55 年以前に建築された住宅は、8,170 戸で全体の 25.2%を占めています(表 5)。

(表 5) 建築時期別住宅戸数

(単位：戸)



住 宅 総 数	H25	H30
	33,730	32,460
うち昭和 55 年以前建築	10,050 (29.8%)	8,170 (25.2%)
~S45	4,510	3,180
S46~55	5,540	4,990
うち昭和 56 年以降建築	23,680 (70.2%)	24,290 (74.8%)
S56~H2	5,980	5,430
H3~12	9,020	7,570
H13~22	7,370	6,880
H23~27	1,310(※1)	3,070
H28~H30.9	—	1,340

※1 H23~H25.9 の住宅戸数

(出典：「H25 及び H30 住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局))

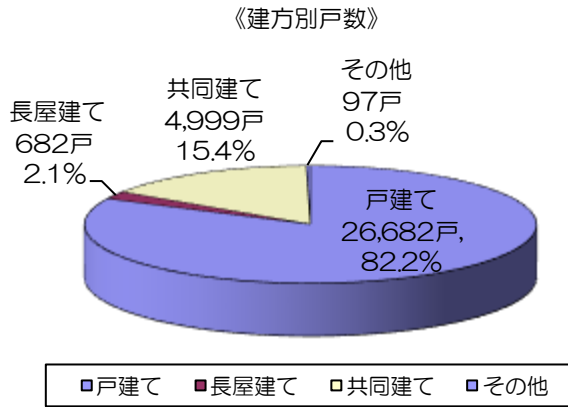
※ 昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直された（新耐震基準）ため、昭和 56 年以前と昭和 57 年以降で分ける必要がありますが、根拠としている住宅・土地統計調査が 5 年ごとに実施されており、昭和 55 年と昭和 56 年で分かれているため、住宅にあっては便宜上この区分を採用しています（以下同じ）。



市内の住宅を建て方別にみると、全体の約5分の4を戸建てが占めています。

また、長屋建ては構成比が全体の約2%と低くなっています。

一方、共同建ては住宅総数の約15%となっています（表6）。



（表6）建方別住宅数 （単位：戸）

	住宅数	
	住宅数	構成比
戸建て	26,682 (27,710)	82.2% (82.1%)
長屋建て	682 (1,100)	2.1% (3.3%)
共同建て	4,999 (4,890)	15.4% (14.5%)
その他	97 (30)	0.3% (0.1%)
計	32,460 (33,730)	100%

注) 上段は H30、下段 ( ) 内は H25 の数値

(出典：「H25 及び H30 住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局) を加工して作成した推計値)

持ち家は 28,020 戸あり、全住宅に占める割合は 86.3%で、そのうちの2割強が昭和 55 年以前に建築されています（表7）。

（表7）持ち家の建築時期別住宅数 （単位：戸）

	住宅戸数	うち昭和55年以前	住宅戸数に
		建築戸数	
持ち家	28,020 (26,190)	7,340 (8,552)	26.2% (32.7%)

注) 上段は H30、下段 ( ) 内は H25 の数値

(出典：「H25 及び H30 住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局))

また、市では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成 17 年度から、すまいの安全「とうかい」防止対策事業（旧豊科町補助事業（平成 19 年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称））を実施してきました。

診断を実施した住宅は 1,047 戸で、そのうち約 17%の 178 戸で耐震改修を行っています（表8）。

（表8）耐震診断・改修の実績

（単位：戸）

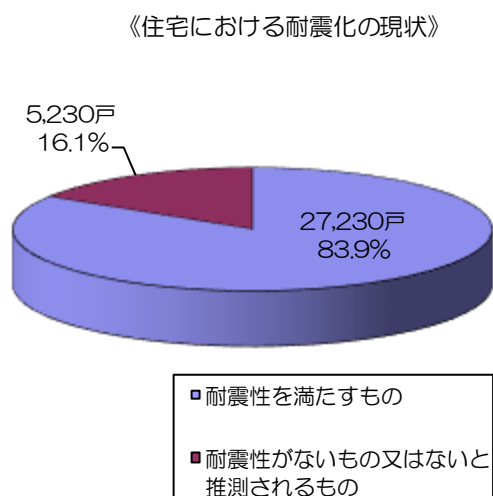
耐震診断 (※1)	H17~ H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	合計
住宅	389	33	27	36	49	159	301	29	24	1,047
避難施設	7	0	1	1	0	1	0	0	0	10
耐震改修	61	14	8	10	9	19	25	20	12	178

※1 耐震診断実績は、簡易診断を除く受診件数

### (3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以

前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い、耐震性を有しているものを加えると 27,230 戸となり、市内における住宅の耐震化率は、現状（平成 30 年時点）で約 84%と推計されます（表 9）。



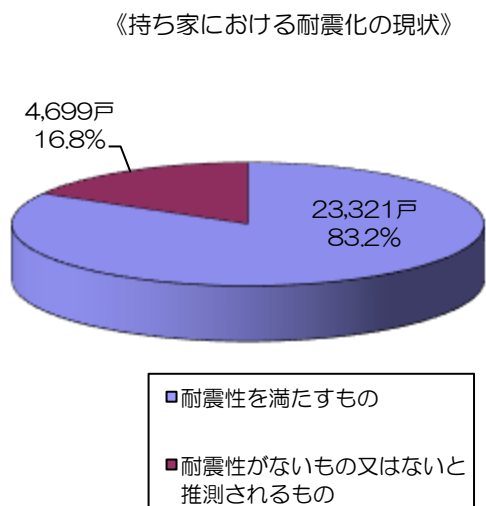
（表 9）住宅における耐震化率の現状（単位：戸）

住宅総数 (a)	32,460 (33,730)
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	27,230 (26,519)
耐震化率 (c=b/a)	83.9% (78.6%)
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	24,290 (23,680)
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	8,170 (10,050)
既に耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f)	2,171 (1,403)
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	769 (1,436)
耐震性がないもの又は耐震性がないと推測されるもの (h)	5,230 (7,211)

注) 上段は H30、下段 ( ) 内は H25 の数値

(出典：「H25 及び H30 住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局) を加工して作成した推計値)

また同様に、持ち家についてみると、昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い、耐震性を有しているものを加えると 23,321 戸となり、持ち家住宅の耐震化率は、現状（平成 30 年時点）で約 83%と推計されます（表 10）。



（表 10）持ち家における耐震化率の現状（単位：戸）

持ち家総数 (a)	28,020 (26,190)
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	23,321 (20,072)
耐震化率 (c=b/a)	83.2% (76.6%)
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	20,680 (17,638)
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	7,340 (8,552)
既に耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f)	1,950 (1,190)
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	691 (1,244)
耐震性がないもの又は耐震性がないと推測されるもの (h)	4,699 (6,118)

注) 上段は H30、下段 ( ) 内は H25 の数値

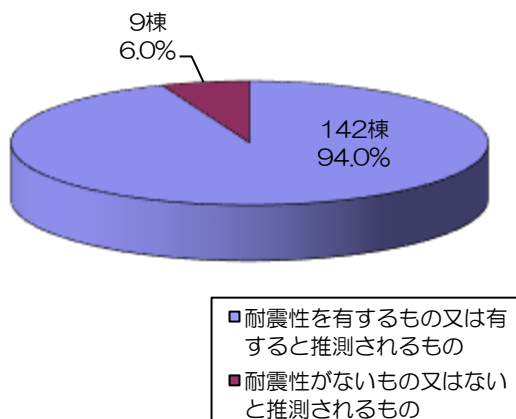
(出典：「H25 及び H30 住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局) を加工して作成した推計値)

#### (4) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

市内に、多数の者が利用する建築物は 151 棟あります。このうち昭和 56 年以前に

建築されたもの 29 棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの 20 棟に、昭和 57 年以降に建築されたもの 122 棟を加えた 142 棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する建築物の耐震化率は現状（令和 2 年 1 月調査）で 94%と推計されます（表 11-1、11-2）。

《多数の者が利用する建築物の耐震化の現状》



（表 11-1）多数の者が利用する建築物における耐震化率の現状（単位：棟）

特定建築物総数 (a)	151 (147)
耐震性を満たすもの (b=d+f)	142 (135)
耐震化率 (c=b/a)	94.0% (91.8%)
昭和 57 年以降に建てられたもの (d)	122 (117)
昭和 56 年以前に建てられたもの (e)	29 (30)
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f) (※1)	20 (18)
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	9 (12)

注1) 上段は H30、下段 ( ) 内は H25 の数値

注2) 数値は建築住宅課調査による。

※1 耐震改修済み建築物を含む。

（表 11-2）多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（詳細）

（単位：棟）

多数の者が利用する建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅（賃貸）等	
平成 27 年における棟総数	15	54	7	6	65	147
令和 2 年における棟総数 (a)	15	55	8	14	59	151
耐震性を満たすもの (b=d+f)	13	53	8	14	54	142
耐震化率 (c=b/a)	86.7%	96.4%	100%	100%	91.5%	94.0%
昭和 57 年以降に建築された棟数 (d)	12	37	8	12	53	122
昭和 56 年以前に建築された棟数 (e)	3	18	0	2	6	29
耐震性を有しているもの又は有すると推測されるもの (f) (※1)	1	16	0	2	1	20
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	2	2	0	0	5	9

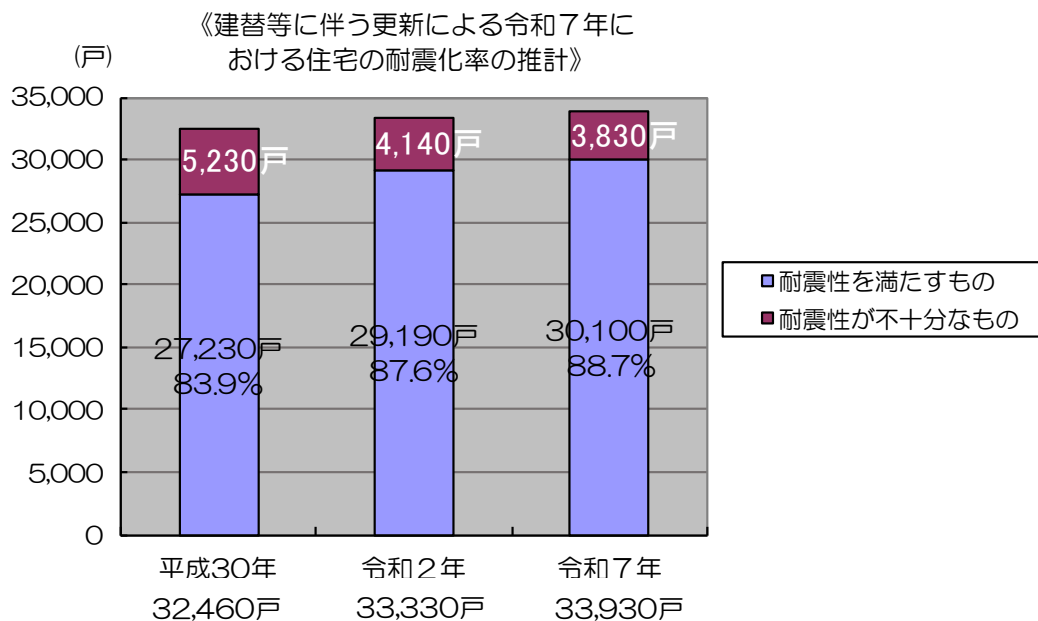
注) 数値は建築住宅課調査による。/※1 耐震改修済み建築物を含む。

### 3 住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震改修等の目標の設定

#### (1) 建替等に伴う更新による耐震化率の推計

今後の5年間に於いても、建築物の老朽化等に伴う建替えや除却により、耐震性を満たさない建築物が減ることが予想されるため、建築物全体における耐震化率は向上します（以下「建替等に伴う更新」という）。

これまでの建替え等の動向を踏まえ、これまでと同じペースで建替え等が推移とした場合の令和7年時点における住宅の耐震化率を推計します（表12）。



(表12) 建替等に伴う更新による令和7年における住宅の耐震化率の推計

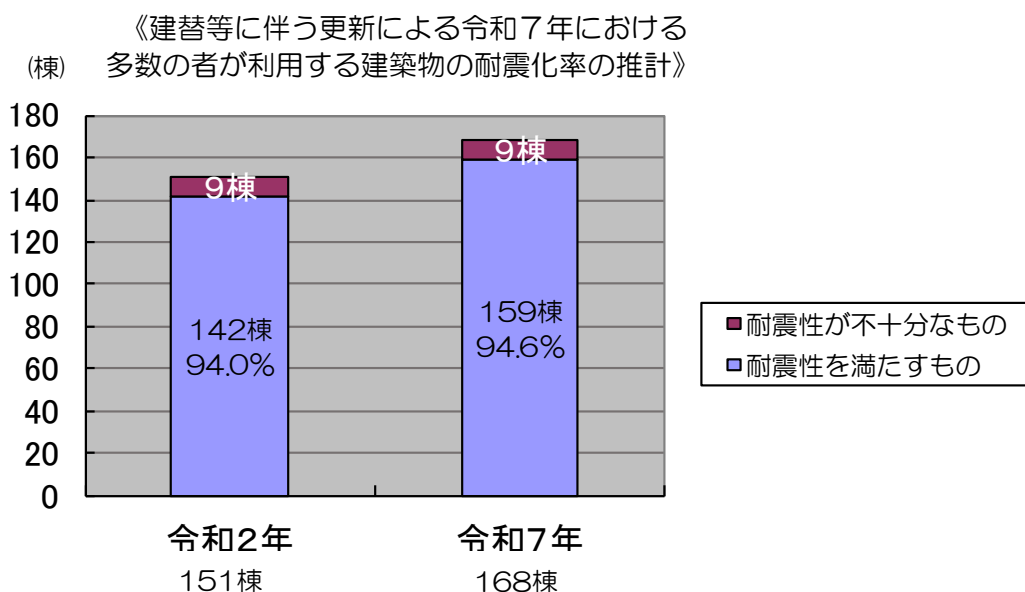
(単位：戸)

	平成30年 (2018年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)
住宅の総数 (a)	32,460	33,330	33,930
耐震性を満たすもの (b=d+f)	27,230	29,190	30,100
耐震化率 (c=b/a)	83.9%	87.6%	88.7%
昭和56年以降に建てられたもの (d)	24,290	25,600	26,350
昭和55年以前に建てられたもの (e)	8,170	7,730	7,580
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f) (※1)	2,940	3,590	3,750
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	5,230	4,140	3,830

※1 耐震改修済み建築物を含む。

(出典：「H15、H20、H25及びH30住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局)を加工して作成した推計値)

また、同様にこれまでと同じペースで建替え等が推移した場合の令和7年時点における多数の者が利用する建築物の耐震化率を推計します（表13）。



（表13）建替えに伴う更新による令和7年における多数の者が利用する建築物の耐震化率の推計（単位：棟）

多数の者が利用する特定建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅（賃貸）等	
令和2年における棟総数（a）	15	55	8	14	59	151
令和7年における総棟数（推計値）（b）	17	61	9	16	65	168
耐震性を満たすもの（c=e+g）	15	59	9	16	60	159
耐震化率（d=c/b）	88.2%	96.7%	100%	100%	92.3%	94.6%
昭和57年以降に建築された棟数（e）	14	44	9	14	59	140
昭和56年以前に建築された棟数（f）	3	17	0	2	6	28
耐震性を有しているもの又は有すると推測されるもの（g）（※1）	1	15	0	2	1	19
耐震性がないもの又はないと推測されるもの（h）	2	2	0	0	5	9

※1 耐震改修済み建築物を含む。

注）R2の数値は建築住宅課調査による。

## (2) 耐震化率の目標の設定

国の基本方針において、「住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和 2 年までに少なくとも 95%にするとともに、令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消する」ことを目標としていること及び県計画の耐震化率の目標並びに本市において想定される地震の規模、被害の状況及び耐震化の現状を踏まえ、市内の地震被害想定を半減化を目指して、令和 7 年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

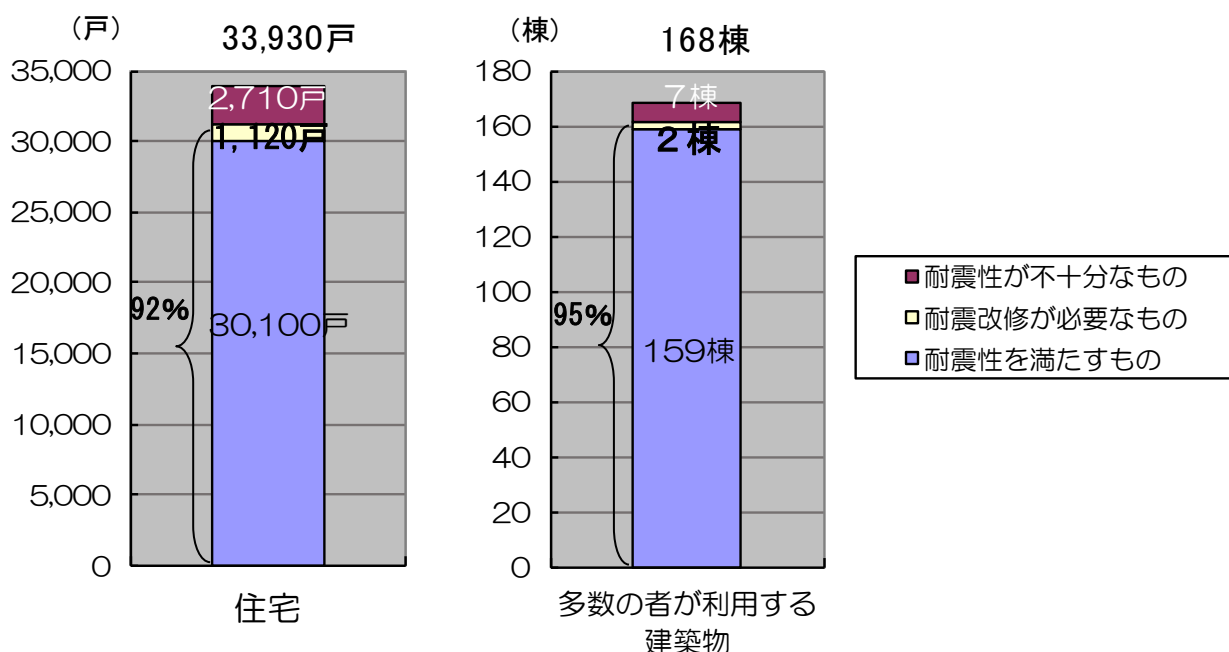
ア 住宅については、耐震化率の目標を 92%とします。

イ 多数の者が利用する建築物については、耐震化率の目標を 95%とします。

住宅の建替え等がこのままの状態推移した場合、建替等に伴う更新による令和 7 年における住宅の耐震化率は約 88%（表 12）、多数の者が利用する建築物の耐震化率は約 94%（表 13）となる見込みです。多数の者が利用する建築物は、旧計画期間内において、公共建築物の耐震化が進捗したことにより、耐震化率が上昇しましたが、住宅と比較して耐震診断及び耐震改修に多額の費用が掛かることから、今後も耐震化が進みにくいことが予想されます。

目標の達成に向けては、今後 5 年間で建替等に伴う更新による実施数に加え、所有者に対する周知や施策の一層の推進により、住宅にあっては 1,120 戸（表 14）、多数の者が利用する建築物にあっては 2 棟（表 15）の耐震改修が必要になります。

《今後令和 7 年までに耐震改修が必要となる戸数・棟数》



(表 14) 令和 7 年における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

	住 宅
平成 30 年における住宅総数 (a)	32,460
耐震性を満たすもの (b)	27,230
耐震化率 (c=b/a)	83.9%
令和 7 年における住宅総数の推計値 (d)	33,930
建替え等がこのままの状況で推移した場合、令和 7 年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの(建替等に伴う更新による) (e)	30,100
建替等に伴う更新による令和 7 年における耐震化率 (f=e/d)	88.7%
目標(92%)を達成するために令和 7 年時点で耐震性を満たす必要がある戸数 (g)	31,220
令和 7 年までに耐震改修が必要な戸数 (h=g-e)	1,120
令和 7 年における耐震化率の目標 (i=g/d)	92.0%

(表 15) 令和 7 年における特定建築物の耐震化率の目標

(単位：棟)

	多数の者が利用する建築物
令和 2 年における棟総数 (a)	151
耐震性を満たすもの (b)	142
耐震化率 (c=b/a)	94.0%
令和 7 年における棟総数の推計値 (d)	168
建替え等がこのままの状況で推移した場合、令和 7 年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの(建替等に伴う更新による) (e)	159
建替等に伴う更新による令和 7 年における耐震化率 (f=e/d)	94.6%
目標(95%)を達成するために令和 7 年時点で耐震性を満たす必要がある棟数 (g)	161
令和 7 年までに耐震改修が必要な棟数 (h=g-e)	2
令和 7 年における耐震化率の目標 (i=g/d)	95.0%



### (3) 地震災害時に特に重要となる建築物の耐震化の促進

多数の者が利用する建築物について地震防災上の観点から、用途を5つの区分に分類し、そのそれぞれについて現状の耐震化の状況等を踏まえ、次のとおり目標を設定します（表16）。

地震災害時に、避難施設となる学校等（Ⅱ）やけが人の手当を行う病院・診療所（Ⅲ）及び災害弱者が利用する社会福祉施設等（Ⅳ）については、規模や設置主体（民間又は公共）に関わらず、特に耐震化の促進が必要な建築物です。

Ⅰ 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	94%
Ⅱ 災害時に避難施設となる建築物	98%
Ⅲ 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	100%
Ⅳ 被災時要援護者が利用する建築物	100%
Ⅴ その他の建築物	92%

（表 16）令和7年における特定建築物の耐震化率の目標（詳細）（単位：棟）

多数の者が利用する特定建築物の区分	Ⅰ 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	Ⅱ 災害時に避難施設となる建築物	Ⅲ 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	Ⅳ 被災時要援護者が利用する建築物	Ⅴ その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅（賃貸）等	
令和2年における棟総数（a）	15	55	8	14	59	151
耐震性を満たすもの（b）	13	53	8	14	54	142
耐震化率（c=b/a）	86.7%	96.4%	100%	100%	91.5%	94.0%
令和7年における棟総数の推計値（d）	17	61	9	16	65	168
建替え等がこのままの状況で推移した場合、令和7年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの（建替等に伴う更新）（e）	15	59	9	16	60	159
建替等に伴う更新による令和7年における耐震化率（f=e/d）	88.2%	96.7%	100%	100%	92.3%	94.6%
目標を達成するために令和7年時点で耐震性を満たす必要がある棟数（g）	16	60	9	16	60	161
令和7年までに耐震改修が必要な棟数（h=g-e）	1	1	0	0	0	2
令和7年における用途区別の耐震化率の目標	94.1%	98.4%	100%	100%	92.3%	95.8%

#### 4 公共建築物の耐震化の目標等

公共建築物は災害時に、①庁舎は被害情報の収集や災害対策指示が行われ、②学校は避難場所等として活用され、③病院は災害による負傷者の治療が行われる等、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から耐震化を進める必要があります。

公共建築物のうち市有施設（以下「市有施設」という。）にあっては、以下の考え方に沿って耐震化を推進します。

##### (1) 市有施設の耐震化の基本方針

市有施設においては、平成 25 年に「安曇野市公共施設白書」を策定し、その後、平成 28 年に安曇野市公共施設再配置計画、平成 29 年に安曇野市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の現状を把握しながら、安全・安心の確保を最優先とし、長期的な視点をもって総合的かつ計画的に管理できる取り組みを進めています。

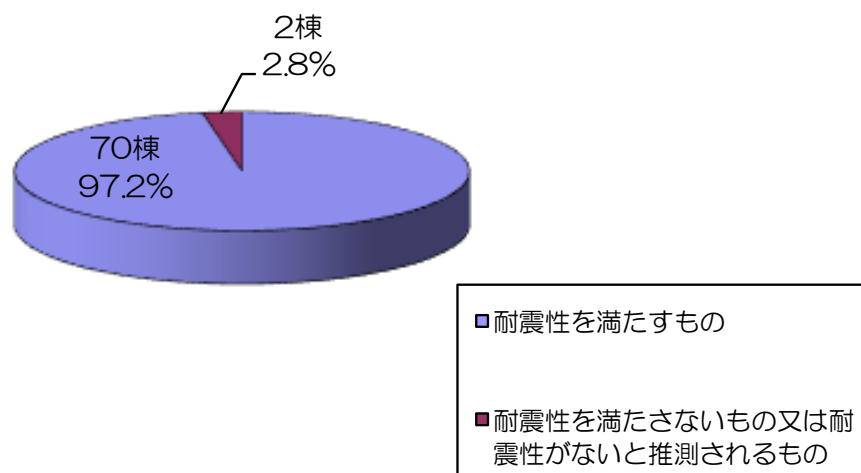
本計画においては、これらの取り組みを踏まえ、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する耐震不適格建築物（以下「災害拠点施設等」という。）の耐震化を重点的に進めることとします。

##### (2) 市有施設の耐震化の現状と目標

現在、市有施設のうち災害拠点施設等（市営住宅を除く。以下同じ。）は 72 施設あり、昭和 56 年以前に建てられたものが 17 施設（構成比 23.6%）で、そのうち耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるものは 15 施設で、昭和 57 年以降に建てられた 55 施設を加えた 70 施設が耐震性を有していると考えられ、現状での耐震化率は約 97%となります。

市有施設の令和 7 年における耐震化率の目標は、災害拠点施設等において 100%とします（表 17）。

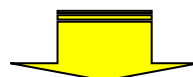
《市有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状》



(表 17) 市有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状及び目標

(単位：施設)

建築物の分類	本庁舎、 支所庁舎等 ※1	小中学校、 体育館	病院、 診療所	社会福祉 施設等	左記以外の 用途	合 計
総施設数 (a=d+e)	6	20	0	24	22	72
耐震性があると判断されるもの (b=d+f)	6	20	0	22	22	70
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	0%	91.7%	100%	97.2%
昭和 57 年以降に建築された施設数 (d)	6	10	0	20	19	55
昭和 56 年以前に建築された施設数 (e)	0	10	0	4	3	17
耐震性を有するもの 又は有すると推測されるもの (f)	0	10	0	2	3	15
耐震化が必要なもの (g) ※	0	0	0	2	0	2



令和 7 年における 耐震化率の目標	100%
-----------------------	------

※ 上記、耐震化には、除却・改築等を含む。

### (3) 公営住宅（市営住宅・特定公共賃貸住宅）の耐震化の現状及び目標

市有施設のうち公営住宅（市営住宅・特定公共賃貸住宅）は、15 団地、382 戸、99 棟を管理しています（令和2年4月1日現在）。そのうち昭和56年以前に建築されたものは65棟で耐震性はありません。昭和57年以降に建築された34棟で現在の耐震化率は34.3%となっています（表18）。

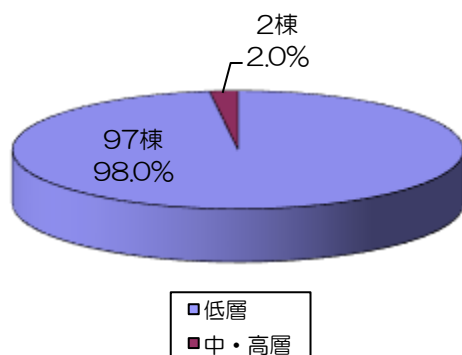
平成27年3月に策定し、令和2年3月に見直しを行った安曇野市公営住宅等長寿命化計画を踏まえ、耐震強度が不足し、老朽化した住宅の建替等を含めた耐震化を進め、令和7年における市営住宅全体の耐震化率の目標値を100%とします。

（表18）市営住宅の耐震化の現状と目標

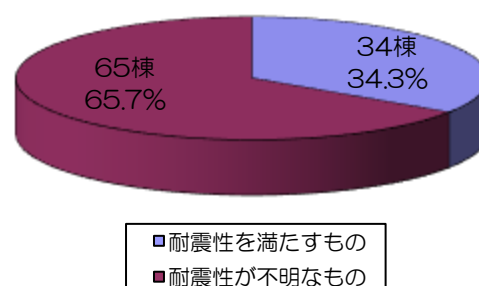
（単位：棟）

建築物の分類	低 層	中・高層	合 計
構造・規模等	平屋・2階建て	3階建て以上	
総棟数 (a) (構成比)	97 (98.0%)	2 (2.0%)	99 (100.0%)
耐震性を満たしているもの (b)	32	2	34
耐震化率(c=b/a)	33.0%	100.0%	34.3%
昭和57年以降に建築された棟数 (d)	32	2	34
昭和56年以前に建築された棟数 (e)	65	0	65
耐震性を有するもの (f)	0	0	0
未診断(g)	65	0	65
耐震化率の目標(h)	100%	100%	100%

《市営住宅の構成比の状況》



《市営住宅の耐震化の現状》



### (4) 耐震診断結果の公表等

市有施設にあっては、耐震化の状況を、別途市のホームページ等で公表することとします。

## 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

耐震化を推進するためには、住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という）が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。市では、こうした所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等の必要な施策を講じるものとします。

#### (1) 耐震化の推進のための役割分担（図14）

##### ア 所有者

現在、コスト問題のほか、信頼できる事業者が分からない等の情報不足や後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。

住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、住宅や建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが必要不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険料の割引制度や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

##### イ 建築関係団体等

建築関係団体や NPO にあっては、市民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

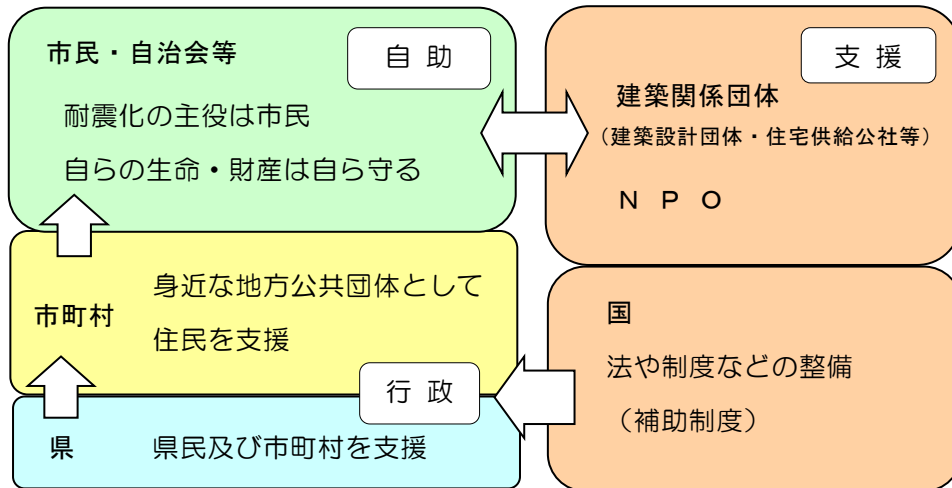
##### ウ 市

市は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、耐震化に関する普及や啓発活動を行うとともに、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築等の必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

##### エ 長野県

県は所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施することが必要です。

(図 14) 耐震化を推進するための役割分担 (イメージ)



## 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

### (1) 補助事業等の実施

#### ア 住宅に関する支援

##### (ア) 補助事業等の実施

市においては、住宅の耐震化を促進するため、平成 17 年度から、すまいの安全「とうかい」防止対策事業（旧豊科町の補助事業（平成 19 年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称））を実施してきました。市民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、昭和 56 年以前の住宅について、耐震診断及び耐震改修等に対して引き続き支援していきます。

また、耐震改修への誘導だけでなく、旧住宅の建替えや住替え等も耐震化対策に繋がります。旧耐震基準の住宅は約 40 年以上の築年数となっているため、住宅の状態、所有者の家族の状況や生活環境の変化等のニーズに応じて、耐震性のある既存住宅、高齢者向け住宅への住替えや健康・環境に配慮した住宅等への建替え施策等とも合わせて耐震化の促進を図っていきます。

さらに、住宅の中でも古民家は、地域の原風景を構成する重要な要素ですが、外観を生かした耐震補強工法が普及していないこともあり、伝統構法等の比較的高額な耐震設計に対しても支援をしていきます（表 19）。

(表 19) 事業の概要 (令和 2 年度現在)

区 分	耐震診断事業			耐震設計	耐震改修
対象建築物	昭和 56 年以前建築の住宅				
	木造戸建 (在来工法)	その他の住宅 (在来工法以外)	共同住宅 (長屋含む)	その他の住宅 (在来工法以外)	住宅
助成内容	市が耐震診断士の派遣に要する経費に助成	耐震診断に要する経費に助成	耐震診断に要する経費に助成	耐震設計に要する費用に助成	耐震改修工事及び現地建替えに要する経費に助成
補助対象経費	6.5 万円/戸	13.6 万円/戸	1.05 千円/㎡ ※1	30 万円/戸	200 万円/戸
補助率	国：1/2 県：1/4 市：1/4	国：1/3 県：1/6 市：1/6 所有者：1/3	国：1/3 県：1/6 市：1/6 所有者：1/3	国：1/3 県：1/6 市：1/6 所有者：1/3	国：1/4 県：1/8 市：1/8 所有者：2/4

※1 共同住宅の耐震診断は、対象となる建築物の面積によって補助金額が変わります。また、設計図書の復元、第三者機関の判定等を行う場合は 1,570 千円を加算することができます。

#### (イ) アクションプログラムの策定による取り組み

耐震化の必要性についての社会的意識の醸成及び更なる促進のため、「安曇野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、耐震診断を実施していない所有者等を対象とした啓発に係る取り組みの強化を行っています(32 ページ～「第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及」参照)。

#### (ウ) 安価な耐震改修工法等の普及

住宅の耐震改修を行いやすくするためには、低コストかつ簡易な工法等が求められています。「長野県建築物構造専門委員会」により評価された、新たな耐震補強工法(耐震金物)等に関しても検討いただくよう、実施の際は市民に周知しながら、住宅の耐震化を進めます。(表 20)。

(表 20)

長野県建築物構造専門委員会で評価された耐震補強工法等 (R2.4.1 現在)	(一財) 日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を受けている工法	
	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口等の構造用合板補強工法	
	その他の耐震補強工法等	3 件

#### イ 特定既存耐震不適格建築物等に関する支援

住宅に加え、特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するため、今後、県と連携しながら、耐震診断に関する支援制度等の創設について検討します(表 21)。



(表 21) 支援事業の枠組み (案)

区 分	耐震診断
対象建築物	特定既存耐震不適格建築物
助成内容	耐震診断に要する経費（設計図書の復元、第三者機関の判定等に要する経費を含む。）に助成

## ウ 避難施設に関する支援

地震時に避難施設となる建築物の耐震化に対して支援していきます。今後、耐震補強工事に要する経費の助成等の支援制度の拡充についても検討していきます（表 22）。

(表 22) 事業の概要（令和 2 年度現在）

区 分	耐震診断
対象建築物	昭和 56 年以前の避難施設
助成内容	市が実施する耐震診断士の派遣に要する経費に助成
補助対象経費	1 千円/㎡
補助率	国 : 1/3 県 : 1/3 市 : 1/3

## 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。

### (1) 所有者が耐震改修等を行いやすい環境の整備

個人住宅にあっては、所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿った、生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮等が図れるような耐震化方策を提案することが望まれます。当市では、全世帯を対象にした啓発チラシの配布や広報紙の活用による周知のほか、所有者へのダイレクトメールや個別訪問等により、耐震化の必要性や支援制度の案内を行い、耐震化を促す取り組みを推進します。

また、耐震改修の実例集、耐震改修工法、耐震改修促進税制に関する資料等により、住民に対して情報提供を行います。

### (2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、市に耐震改修相談窓口を設けます。

また、県では住宅・建築物耐震改修促進事業の実施に際し、耐震診断等に関する知識、技術を修得するための「長野県木造住宅耐震診断士養成講習会」等を実施しており、受講修了者を名簿登録して耐震診断等の業務を行っています（表 23）。市においても、県が実施する「木造住宅耐震リフォーム達人塾」を受講した事業者情報の一覧を、窓口や市のホームページにおいて公開し、紹介等を行っています。

(表 23)

長野県木造住宅耐震診断士の登録数（R2.3.31 現在）	2,538 名
------------------------------	---------

#### 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

##### (1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者が発生します。今後も建築物防災週間等の機会を通じて、通学路等を中心に危険個所の点検・指導を進めるとともに、地域住民が自ら地域内の危険個所の点検を行う活動を支援します。

また、「安曇野市緑のまちづくり事業」により、ブロック塀を撤去して生垣を設置した場合には助成を行います。その他に、ブロック塀の安全点検を行う際に、鉄筋の有無を確認するための鉄筋探査機を無料で貸し出しています。

##### (2) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建築物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁等の非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

今後も、非構造部材の耐震対策について、特定行政庁から指導・助言を求め、現行の基準に合っていないものについては、改修等を行うよう啓発を行います。

##### (3) エレベーターの閉じ込め防止対策等

平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し、多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。また、東北地方太平洋沖地震においては、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事案が多数発生しました。通常時の維持管理体制のほか、P波感知型地震時管制運転装置の設置、釣合おもりの脱落防止等の対策について、特定行政庁から指導・助言を求め、所有者及び保守点検業者への啓発等を行います。

##### (4) エスカレーターの脱落防止対策

東北地方太平洋沖地震及びその余震において、ショッピングセンターに設置されていたエスカレーターが落下するという被害が複数発生しました。既設のエスカレーターについては十分なかかり代を設ける等の対策について、特定行政庁から指導・助言を求め、所有者及び保守点検業者への啓発等を行います。

##### (5) その他建築設備の耐震対策

大地震時に建築物がその機能を発揮するためには、建築物が倒壊しないだけでなく、建築設備の耐震対策も重要です。給湯設備の転倒防止対策や配管等の設備の落下対策等、建築設備の耐震対策の推進及び啓発を行います。

## (6) 宅地の耐震対策

宅地については、大地震発生時に地すべりや崩壊のおそれのある大規模な盛土造成地を特定・調査し、大規模盛土造成地マップを作成し、ホームページ等で公表しています。引き続き、住民に広く情報提供するとともに、災害の未然防止や被害の軽減に備えたまちづくりを推進します。

## 5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

小中学校については、すでに耐震化が完了していることから、今後は「安曇野市地域防災計画」において、避難施設に位置づけられている施設の耐震化を優先的に着手することが必要となります。

## 6 地震発生時に通行を確保すべき道路

県では、法第5条第3項第3号に基づき、建築物の倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路として、「長野県地域防災計画」に定められた緊急輸送路（1次・2次）を指定しています（表24）。この道路に敷地が接する昭和56年以前に建築された緊急輸送道路等沿道建築物は、平成18年の法改正前は耐震改修促進法において努力義務が課せられていなかった等の背景があり、耐震診断が進んでおらず、耐震性が確認されていない建築物が多く存在していることから、市内の該当となる沿道建築物について、耐震化を推進することとします。

当市においても、法第6条第3項第1号に基づく建築物の倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路の指定及び法第6条第3項第2号に基づく耐震診断を義務付ける道路の指定について、沿道建築物の実態調査等を基に、代替機能のある路線の整備状況等を踏まえつつ、県及び関係部局と協議・調整のうえ、指定に向けた検討を行います。

（表24）地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路

地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路 （法第5条第3項第3号）	総延長（km）
長野県地域防災計画に定める緊急輸送路（1次・2次）	約2,459km

## 7 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

土砂災害特別警戒区域内における、地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、災害危険住宅対策事業等を活用し、安全な住宅への建替えや移転による耐震化を推進します（表25）。

(表25) 事業の概要 (令和2年度現在)

区 分	補助対象	補 助 率		
		国	県	市町村
災害危険住宅除却等事業	危険住宅の除却費、動産移転費、仮住居費等 (ただし、限度額あり)	1/2	1/4	1/4
災害危険住宅に代わる住宅の建設事業	危険住宅に代わる住宅の建設(購入)資金を、金融機関から借り入れた際の利子相当額 (ただし、限度額あり)	1/2	1/4	1/4

### 第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

#### 1 防災マップの作成及び公表

住宅や建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、住宅や建築物の耐震化又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、市が作成した安曇野市防災マップをホームページ等で公表していくこととします。

#### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

市の相談窓口において、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介等の情報提供を行います。

また、広報紙やパンフレット、ポスター、ホームページや新聞、ラジオ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

さらに、住宅所有者への直接的な情報提供がより有効であることから、耐震診断未実施の所有者に対するダイレクトメール等による啓発、耐震診断を実施した所有者に対しては、診断結果報告時等の機会をとらえ、耐震改修の補助制度の案内と併せて、改修事業者リストの提示、改修費用の目安の提示等も行うことを推進します。

#### 3 チラシ等の作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

住宅の耐震診断や耐震改修に対する補助事業等を掲載した印刷物を各種作成・配布し、耐震化に関する啓発を行います。

また、県と連携し、自治会等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策等を直接住民に対して説明する出前講座等を実施します。

#### 4 リフォームに併せた耐震改修の誘導

内外装の改修や水回りの更新、バリアフリー工事等の各種リフォーム工事、空家対策と連携した古民家リノベーション等による空家の利活用時に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォームに併せた耐震改修を誘導します。

また、民間事業者等の行う住宅関連フェア等の機会をとらえて、住宅等の所有者に対して啓発を行います。

#### 5 区等との連携策及び取り組み支援策について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防

災活動が重要であることから、関係部局と連携し、啓発や必要な支援を行います。

## 6 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の住宅の耐震改修工事を行った場合、当該工事に要した費用の 10%相当額（上限 25 万円）を改修工事が完了した年の所得税額から控除でき、工事が完了した翌年度分の家屋にかかる固定資産税が 2 分の 1 に減額（床面積 120 平方メートルが適用上限）できるなど、税制の特例措置が適用可能となっています（令和 2 年 4 月現在）。

こうした税制も有効に活用し、耐震改修の促進に繋げるため、制度の周知を徹底します。

また、耐震改修をした又はする中古住宅の取得に伴う税制特例も多いことから、併せて周知を行っていきます。

## 第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

### 1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁（本市の区域内においては長野県知事をいう。以下同じ）は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、また、その他の建築物（一定の既存耐震不適格建築物）の所有者には必要に応じて、法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、本市においても市内の該当建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します（表26）。

【県計画における所管行政庁による実施方針】

- (1) 指導及び助言：耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付。
- (2) 指 示：耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付。
- (3) 公 表：広報紙やホームページへの登載、各地方事務所等へ掲示。

（表26）

区 分	努力義務	指導及び助言	指 示	公 表
法	特定既存耐震不適格建築物 （法第14条、法第15条第1項）		特定既存耐震 不適格建築物 （法第15条第2項）	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合
	一定の既存耐震不適格建築物 （法第16条第1項、第2項）		—	—

### 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携

- (1) 県計画においては、所管行政庁が法第12条第3項又は法第15条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁（所管行政庁と同じ。）は、建築基準法第10条第3項による命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。
- (2) 同様に、損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁が建築基準法第10条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。



## 第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1 関係団体による協議会等との連携

本計画を実施するにあたり、県及び建築関係団体による長野県木造住宅耐震診断推進協議会や事業者団体等とも連携を図りながら、耐震化の的確な実施を推進します。

### 2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、適宜、評価・検証を行うほか、計画終了年次に見直すこととします。

別表 1 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物)

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)
幼稚園、保育所	階数2以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ 750 m <sup>2</sup> 以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
学校(上記学校を除く。)	階数3以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上
病院、診療所	階数3以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル又は旅館		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿		
事務所		
博物館、美術館又は図書館		階数3以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		

別表 2 (要緊急安全確認大規模建築物)

用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル又は旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館又は図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物	
	階数1以上かつ5,000㎡以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物